

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第12回（H26.11.17）	資料1－1

相談系サービスに係る報酬について ＜論点等＞

計画相談支援

計画相談支援の報酬に係る論点

【背景】

- 平成23年度以前は相談支援として、市町村が必要と認めた一部の利用者を対象に提供していたが、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、支給決定のプロセスを見直したとともに、計画相談支援として対象者を拡大したところ。
- 平成27年度からは、市町村は支給決定を行うにあたって、必ずサービス等利用計画書の提出を求めることとされており、来年度以降サービス等利用計画の作成も含めた計画相談支援の提供にあたって、運営が可能な報酬に設定すべきといった指摘がある。
- 計画相談支援の平成27年度以降の本格的な実施に向けて、相談支援専門員のスキルの向上、質の担保を確保する必要がある。

【論点】

- 論点① 特定相談支援事業者が計画相談支援を行うに当たっては、サービス等利用計画の作成とモニタリングが適切に行われていく必要がある。特に、利用者への適切なマネジメントを継続的・効果的に行うため、どのような利用者にきめ細かいモニタリング等の計画相談支援の実施が必要と考えるか。
- 論点② 質の高い計画相談支援を提供するための体制整備や関係機関との連携に係る評価について、どう考えるか。

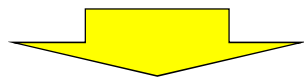
論点①：きめ細かい計画相談支援の実施について

- 計画相談支援の平成24年度における報酬改定は、それまでのサービス利用計画作成費の報酬に、介護保険における居宅介護支援の水準を勘案して、報酬単価を設定したものであるが、経営実態調査における収支差率は、2.4%であった。

※ 経営実態調査の調査期間は平成25年度であり、平成27年度以降の完全施行に向けた経過措置期間中であるため、全ての利用者（セルフプランを除く）が計画相談支援を利用した上での収支状況となっていないことに留意。

- 計画相談支援は、平成24年度より対象者を拡大したところであり、利用者への障害福祉サービス等の提供に当たって、サービス等利用計画を作成するとともに、継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかについて、障害福祉サービス等の利用状況を定期的に検証（モニタリング）することとされている。

- モニタリングの実施については、標準期間として、対象者の状況等に応じて、1月、6月、12月ごとに行うことを目安として示しており、それらを市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとしているところであるが、実施頻度が同一である利用者の中にも、社会参加・自立生活を目指す過程で、より支援の効果上げるためにサービス等利用計画を見直す場合や、利用者の障害の状態が不安定である場合等が考えられることから、きめ細かな支援を行っていくことが重要である。



- 利用者への適切なマネジメントを継続的・効果的に行うため、どのような利用者にきめ細かいモニタリング等の計画相談支援の実施が必要と考えるか。

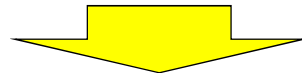
《参考》 特定相談支援事業所における経営状況

		計画相談支援	
I 事業活動収入	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収入	2,907	79.6%
	(2) 利用料収入	17	0.5%
	(3) 補助事業等収入	197	5.4%
	(4) 国庫補助金等特別積立金取崩額	19	0.5%
	(5) その他	328	9.0%
II 事業活動支出	(1) 給与費	2,899	79.4%
	(2) 減価償却費	79	2.2%
	(3) 委託費	44	1.2%
	(4) その他	528	14.4%
III 事業活動外収入	(1) 借入金利息補助金収入	0	0.0%
	(2) 本部からの繰入金収入	203	5.5%
IV 事業活動外支出	(1) 借入金利息	1	0.0%
	(2) 本部への繰入金支出	35	0.9%
収入(①= I (1)+ I (2)+ I (3)+ I (5)+III)		3,653	100.0%
支出(②= II - I (4)+IV)		3,566	97.6%
収支差(③=①-②)		87	2.4%
客体数		334	

(出典)平成26年度障害福祉サービス等経営実態調査結果

論点②：質の高い計画相談支援の提供に係る評価について

- 相談支援専門員の数が少ない特定相談支援事業所では、スキルを向上するための研修や事例検討等を事業所内で実施することは体制上困難なものと考えられる。
- 障害者総合支援法では、このような特定相談支援事業所へのサポートとして、相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを市町村が設置することができることとされている（委託相談支援事業所や市町村協議会が同機能を担っている市町村もあり）。
- 一方で、整った人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援が提供されている事業所もあり、事業所によって、提供体制に差が生じている。
- また、平成27年度以降は、障害福祉サービスや地域相談支援の支給決定に当たって、市町村はサービス等利用計画案の提出を求めるものとされており、サービス等利用計画案の作成も含めた計画相談支援の提供に当たって、事業所の質の担保や相談支援専門員のスキルの向上が、今後重要になると考えられる。



- このため、介護保険における居宅介護支援の報酬設定を参考にしつつ、質の高い計画相談支援を提供するための体制整備や関係機関との連携に係る評価について、どう考えるか。

《参考》介護保険法の居宅介護支援における主な加算・減算

(事業所体制加算関係)

- 特定事業所加算（Ⅰ）+500単位/月（Ⅱ）+300単位/月：
主任ケアマネや一定数のケアマネの配置、24時間体制の確保、研修の実施等の基準に適合している質の高いケアマネジメントを提供する事業所に対する評価

(利用者の状態に応じた加算関係)

- 認知症加算（+150単位）：特に労力を要する認知症日常生活自立度がⅢ以上の認知症高齢者への支援に対する評価
- 独居高齢者加算（+150単位）：特に労力を要する独居高齢者への支援に対する評価

(関係機関との情報連携加算関係)

- 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算（+300単位）：
利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に、居宅介護支援事業者が有する利用者の必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所へ提供した場合について評価
- 緊急時等居宅カンファレンス加算（+200単位）：
病院・診療所の求めにより、当該病院・診療所の医師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、調整を行った場合について評価
- 入院時情報連携加算（Ⅰ）+200単位（Ⅱ）+100単位：
病院・診療所に訪問し、当該病院・診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定
- 退院・退所加算（+300単位）：
退院・退所にあたって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めること等を行った場合に算定

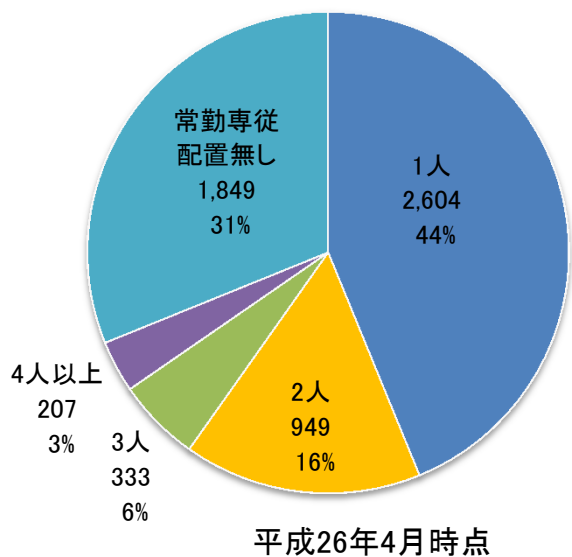
(その他関係加算・減算)

- 初回加算（+300単位）：
特に手間を要する初回（新規や要介護状態区分2段階以上の変更認定を受けた場合）を評価
- 特定事業所集中減算（▲200単位）：
正当な理由なく、当該事業所において前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスのうち、訪問介護サービス等について、特定の事業所の割合が90%以上である場合に減算。ただし、当該事業所のケアプラン数が一定数以下である場合等一定の条件を満たす場合を除く

《参考》各自治体における相談支援に関する現状

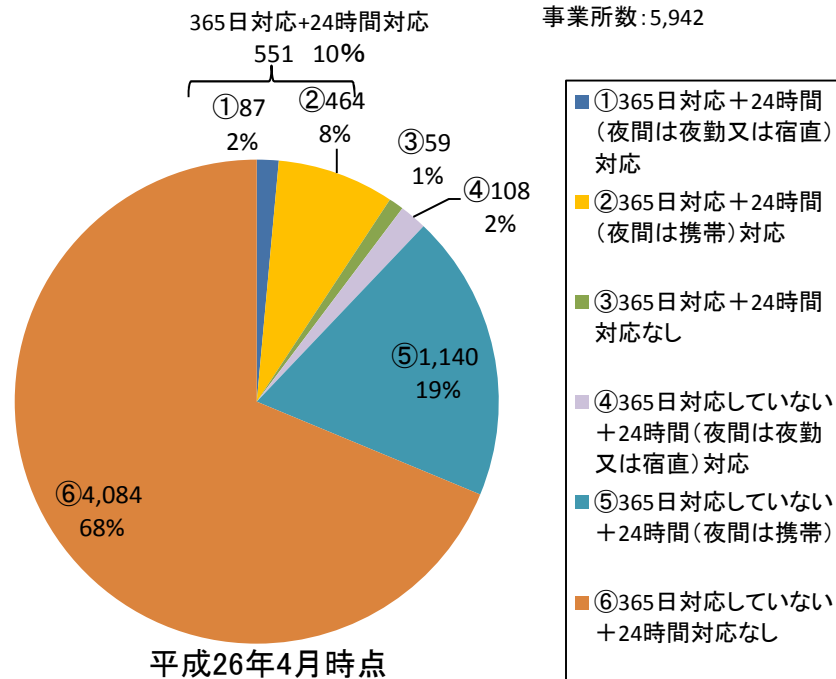
指定特定・指定障害児相談支援事業所における
常勤・専従の相談支援専門員配置状況

事業所数: 5,942



指定特定・指定障害児相談支援事業所の
対応日・対応時間

事業所数: 5,942



各年4月時点	平成24年	平成25年	平成26年
基幹相談支援センター 設置市町村数	156 (9%)	314 (18%)	367 (21%)
各年4月時点	平成24年	平成25年	平成26年
障害者相談支援事業を 委託している市町村数	1,482 (85%)	1,528 (88%)	1,552 (89%)

(出典) 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課調べ

継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助のモニタリング期間

1 基本的な考え方

- ・ 対象者の状況に応じて柔軟に設定すべきものであることから、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとする。
- ・ 一定の目安として、国において対象者ごとの標準期間を示す。

2 モニタリング期間の設定(省令事項)

市町村が、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の提案を踏まえて、心身の状況、その置かれている環境等及び以下の標準期間を勘案して市町村が必要と認める期間とする。

標準期間

- | | | |
|--|---|---------------|
| ① 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者 | → | 利用開始から3ヶ月間、毎月 |
| ② 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域定着支援利用者 ※①を除く | | |
| ア 以下の者(従前の制度の対象者) | → | 毎月 |
| ・ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 | | |
| ・ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 | | |
| ・ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。) | | |
| イ ア以外の者 | → | 6ヶ月ごとに1回 |
| ③ 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援 ※①及び④を除く | → | 1年ごとに1回 |
| ④ 地域移行支援 | → | 6ヶ月ごとに1回 |

《参考》 計画相談支援に関する要望事項①

- ・ サービス等利用計画支援の単価を引き上げるべきである。
(日本身体障害者団体連合会、同旨:全日本ろうあ連盟、日本知的障害者福祉協会、全国精神障害者地域生活支援協議会、日本脳外傷友の会、DPI日本会議、全国自立生活センター協議会、日本相談支援専門員協会、日本自閉症協会、全国重症心身障害児(者)を守る会、全国肢体不自由児者父母の会連合会、日本発達障害ネットワーク)
- ・ 相互扶助を支援するナチュラルサポート(地域資源)の利用調整等を行った場合の加算(インフォーマル支援調整加算)を新設し、地域資源の開発促進を評価すべきである。
- ・ 重度重複障害者や家族も支援を要する世帯などでは、頻回の家庭訪問や調整会議の開催、不足する社会資源の開発など、サービスの利用調整等に特別な段取りを要するため業務内容を評価し加算する「特別支援加算」を新設すべきである。
- ・ 居宅介護については、利用事業所が不確定かつ流動的で、緊急の利用調整も発生しやすい点を評価して、基本単価に15%程度の加算をすべきである。
- ・ 同一法人内のみでのサービス利用調整やモニタリング等もしくは利用サービスが単一である者は、他法人への調整や複数サービスを組み合わせて利用している者よりも利用調整が容易なことから、基本単価に15%程度の減算をすべきである。
(以上、全国手をつなぐ育成会連合会)
- ・ 相談支援事業については、相談支援のあり方、福祉サービス全体における位置づけについてあらためて整理することが必要である。
- ・ 2015年以降の相談支援専門員の養成と増員、事業所の増設のロードマップを、国を始め、各市町村でつくり、サービス等利用計画を本来受ける必要がある人が受けられるようにすべきである。(以上、全国精神障害者地域生活支援協議会)
- ・ 現行のサービス等利用計画の策定過程や体制、報酬の在り方等について、当事者・家族・関係者の声を聞き、抜本的に見直しを行うべきである。
- ・ 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」(骨格提言)で述べている、身近な地域で障害のある人自身に寄り添ったより総合的な相談機能が保障されるよう、地域間格差のない施策として、相談支援事業所を増やすべきである。
- ・ 計画相談事業所の設置(指定)の推進にあたっては、介護保険制度を前提とはしないようにすべきである。(以上、きょうされん)
- ・ セルフケアプランは自己決定に基づいた非常に重要な仕組みである。たとえば、説明会を実施し、その後、利用者が作成したプランへのアドバイスなど個別支援を行う。こういったセルフケアプラン作成に対する事業所への補助制度を創設するべきである。
- ・ 計画作成に際して頻回な対応が必要となるケースや、複雑多岐に渡る支援が必要となるケース等への十分な加算報酬を行うべきである。(以上、DPI日本会議、同旨:全国自立生活センター協議会)
- ・ 計画相談支援の単価にコミュニケーション支援と喀痰吸引等医療的ケアの調整について加算をつけるべきである。
(日本ALS協会)

《参考》 計画相談支援に関する要望事項②

- ・ モニタリング頻度を適正化することにより本来のケアマネジメントによる支援が行われると考えられるため、施設入所支援利用者を除き、原則、毎月もしくは3か月に一度のモニタリングをすべきである。
- ・ 現任研修を修了した常勤専任の相談支援専門員を配置していること、24時間対応の体制を確保していること、都道府県の相談支援専門コース別研修に最低年一回受講していること、(自立支援)協議会に活動報告していること等、一定の要件を満たした事業所に対し、特定事業所加算500単位／月を創設すべきである。
- ・ ひとり暮らしの利用者への相談支援は、周辺環境や関係者への聞き取りに労力を要するため、独居加算300単位／月を創設すべきである。
- ・ 行動障害を呈する利用者へのマネジメントは、突発性のサービス調整の必要性が生じることが多く、また受け入れ事業所との障害特性をふまえた情報共有・調整等に労力を要するため、行動障害加算300単位／月を創設すべきである。
- ・ 関係機関等との調整には相応の労力を要するため、医療・教育機関以外に5機関以上の調整が必要な利用者について、多機関調整加算300単位／月を創設すべきである。
- ・ 一定の移動距離や時間を要する訪問について移動加算の設定をすべきである。具体的には事業所を起点とし、15km以上または自動車利用の場合30分を超える利用者について移動加算200単位／月を創設すべきである。

(以上、日本相談支援専門員協会)

- ・ 複雑かつ長時間を要する事例については、加算を設けるべきである。(全国重症心身障害児(者)を守る会)
- ・ 計画相談支援事業の質を保つために、報酬体系への逡減性の導入及び、介護保険制度における居宅介護支援事業と同種の減算を創設すべきである。(報酬体系の逡減性、運営基準減算、特定事業所集中減算)(全国地域生活支援ネットワーク)

障害児相談支援

障害児相談支援の報酬に係る論点

【背景】

- 計画相談支援同様、平成24年度から、障害児通所支援を利用する障害児に対して、障害児相談支援として、対象者を拡大したところ。
- 平成27年度からは市町村は支給決定を行うにあたって、必ず障害児支援利用計画案の提出を求めることとされており、来年度以降障害児支援利用計画の作成も含めた障害児相談支援の提供にあたって、運営が可能な報酬に設定すべきといった指摘がある。
- 障害児相談支援の平成27年度以降の本格的な実施に向けて、相談支援専門員のスキルの向上、質の担保を確保する必要がある。
- 今年7月にとりまとめられた「障害児支援の在り方に関する検討会」では、障害が疑われた段階からの継続的・段階的な関わりにより保護者の気持ちに寄り添った支援の在り方等、今後の障害児相談支援の在り方について報告されたところ。

【論点】

論点① 障害児相談支援事業者が障害児相談支援を行うに当たっては、障害児支援利用計画の作成とモニタリングが適切に行われていく必要がある。特に、利用者や保護者への適切なマネジメントを継続的・効果的に行うため、どのような利用者にきめ細かいモニタリング等の障害児相談支援の実施が必要と考えるか。(※)

論点② 質の高い障害児相談支援を提供するための体制整備や関係機関との連携に係る評価について、どう考えるか。(※)

論点③ 障害児相談支援の初期段階における業務の評価について、どう考えるか。

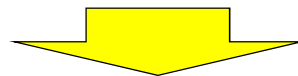
(※)は計画相談支援と同様の論点

論点①：きめ細かい障害児相談支援の実施について

- 障害児相談支援の平成24年度における報酬改定は、それまでのサービス利用計画作成費の報酬に、介護保険における居宅介護支援の水準を勘案して、報酬単価を設定したものであるが、経営実態調査結果における収支差率は、3.3%であった。

※ 経営実態調査の調査期間は平成25年度であり、平成27年度以降の完全施行に向けた経過措置期間中であるため、全ての利用者（セルフプランを除く）が障害児相談支援を利用した上での収支状況となっていないことに留意

- 障害児相談支援は、平成24年度より対象者を拡大したところであり、利用者への障害児通所支援等の提供に当たって、障害児支援利用計画を作成するとともに、継続して障害児通所支援等を適切に利用することができるよう、障害児支援利用計画が適切であるかどうかについて、障害児通所支援等の利用状況を定期的に検証（モニタリング）することとされている。
- モニタリングの実施について、標準期間として、対象者の状況等に応じて、1月、6月ごとに行うことを目安として示しており、それらを市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとしているところであるが、実施頻度が同一である利用者の中にも、就学前の障害児を持つ保護者の不安の軽減のため、当事者活動等への参加を促し、その効果を確認する場合や、学齢期の長期休暇期間における生活環境の変化を確認する場合等が考えられることから、きめ細かな支援を行っていくことが重要である。



- このため、利用者や保護者への適切なマネジメントを継続的・効果的に行うため、どのような利用者にもきめ細かいモニタリング等の障害児相談支援の実施が必要と考えるか。

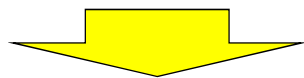
《参考》 障害児相談支援事業所における経営状況

		障害児相談支援	
I 事業活動収入	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収入	1,542	83.0%
	(2) 利用料収入	13	0.7%
	(3) 補助事業等収入	7	0.4%
	(4) 国庫補助金等特別積立金取崩額	9	0.5%
	(5) その他	199	10.7%
II 事業活動支出	(1) 給与費	1,418	76.4%
	(2) 減価償却費	45	2.4%
	(3) 委託費	38	2.0%
	(4) その他	270	14.6%
III 事業活動外収入	(1) 借入金利息補助金収入	0	0.0%
	(2) 本部からの繰入金収入	96	5.2%
IV 事業活動外支出	(1) 借入金利息	2	0.1%
	(2) 本部への繰入金支出	30	1.6%
収入(①= I (1)+ I (2)+ I (3)+ I (5)+ III)		1,857	100.0%
支出(②= II - I (4)+ IV)		1,795	96.7%
収支差(③=①-②)		61	3.3%
客体数		205	

(出典)平成26年度障害福祉サービス等経営実態調査結果


論点②：質の高い障害児相談支援の提供に係る評価について

- 相談支援専門員の数が少ない障害児相談支援事業所では、スキルを向上するための研修や事例検討等を事業所内で実施することは体制上困難なものと考えられる。
- 児童福祉法においては、障害者総合支援法における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターのような規定はないものの、特定相談支援事業所と併設している事業所が多いことから、実質的に基幹相談支援センターからサポートを受けられる仕組みとなっている。
(委託相談支援事業所や市町村協議会が同機能を担っている市町村もあり)。
- 一方で、整った人員体制や関係機関との連携等により、質の高い障害児相談支援が提供されている事業所もあり、事業所によって、提供体制に差が生じている。
- また、平成27年度以降は、障害児通所支援の支給決定に当たって、市町村は障害児支援利用計画案の提出を求めるものとされており、障害児支援利用計画案の作成も含めた障害児相談支援の提供に当たって、事業所の質の担保や相談支援専門員のスキルの向上が、今後重要になると考えられる。



- このため、介護保険における居宅介護支援の報酬設定を参考にしつつ、質の高い障害児相談支援や提供するための体制整備や関係機関との連携に係る評価について、どう考えるか。
(※P6参考)

論点③：初期段階における業務の評価について

- 障害児相談支援は、計画相談支援同様に、障害児通所支援を利用する障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成するため、障害児の居宅を訪問し、直接障害児や保護者と対面しながら、アセスメントを実施することを基本としている。
- しかし、障害児相談支援の利用に係る初期段階においては、保護者の障害受容ができない等により利用者の生活状況や保護者の意向等を把握するに当たって、特にアセスメントに時間や労力を要するとの指摘がある。
- このアセスメントを含めた、相談業務を行うに当たっては、今年7月にとりまとめられた「障害児支援の在り方に関する検討会」において、「相談支援専門員は、保護者の「気づき」の段階からの丁寧に配慮された発達支援、家族を含めたトータルな支援、関係者をつなぐことによる継続的・総合的なつなぎの支援を行い、また、（中略）。特に、サービスを利用する障害児を支え、気持ち揺れ動く保護者にも寄り添うことができる専門家としての役割を求められている。」として、障害児相談支援を実施する上での初期段階等の重要性が報告されたところ。

- このため、こうした部分について必要な業務負担として報酬上一定の評価を行うことについて、どう考えるか。

『今後の障害児支援の在り方について～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～』
(平成26年7月16日障害児支援の在り方に関する検討会) (抄)

2. 今後の障害児支援の在り方を考えるに当たって重要なポイント

(2) グランドデザイン：地域における「縦横連携」を進めるために

④障害児相談支援の推進（全体を「つなぐ」人を確保する）

- このような多数の関係者をつなぎ、個々の障害児の支援をライフステージに沿って進めるに当たって中心になるのが、障害児相談支援である。相談支援専門員は、保護者の「気づき」の段階からの丁寧配慮された発達支援、家族を含めたトータルな支援、関係者をつなぐことによる継続的・総合的なつなぎの支援を行い、また、それらの支援を通じて子育てしやすい地域づくりに貢献するという重要な役割を担っている。特に、サービスを利用する障害児を支え、気持ちが揺れ動く保護者にも寄り添うことができる専門家としての役割が求められている。「障害児支援利用計画」は、それらのニーズについても対応する形で作成されるべきものであるが、現実問題としてどこまで対応できているのかという検証と、子どもの支援という観点からはどのような体制が必要かという点の検討が必要である。

3. 今後の障害児支援が進むべき方向（提言）

(1) 地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり

③障害児相談支援の役割と拡充の方向性

- 障害児相談支援は、地域における「縦横連携」の要として、今後さらなる体制整備を図っていくべきものである。その中で、特に、障害児相談支援に当たっては、障害児本人だけではなく保護者・家族にも寄り添うことが重要であり、保護者が障害の存在を受け入れることが困難な場合があること等、保護者の気持ちへの配慮が必要である。

○ そのため、障害児相談支援については、障害が疑われた段階からの継続的・段階的な関わりにより保護者の気持ちに寄り添った支援や、学校への入学・卒業時等ライフステージの移行時における支援や思春期の不適応行動による支援困難事例への対応等、障害者総合支援法に基づく計画相談支援と比べて一般的に時間や労力がかかる場合が少なくないとの指摘もある。このため、市町村が一般的な相談支援を行う体制を作っていくことが重要であり、また、加えて、障害児相談支援に関する報酬においても、それらの業務負担を踏まえた評価を行うべきである。

(2) 「縦横連携」によるライフステージごとの個別の支援の充実

③ 学校等と連携した学齢期の障害児の支援

○ 平成24年4月には、新制度施行を踏まえ、障害児支援が適切に行われるために、厚生労働省と文部科学省が連名で「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」(平成24年4月18日付)を発出しているところであるが、引き続き、上記(1)⑤の情報の共有化の推進状況も踏まえつつ、学校と障害児通所支援事業所や障害児相談支援事業所等の緊密な連携を図るとともに、個別の教育支援計画等と障害児支援利用計画等の連携を積極的に進めるべきである。

《参考》 障害児相談支援に関する要望事項

- ・ 障害児相談支援は、利用計画にかかる相談よりもそれ以前の基本相談に多大な時間と労力がかかり、また、障がい受容のできていない保護者にとって大変重要な意味を持っているため、障害児相談支援については、基本相談部分に何らかの形で報酬を算定できるよう配慮をすべきである。（日本知的障害者福祉協会）
- ・ 障害児に対する相談においては、特に保育・教育分野との連携が重要であり、個別の教育支援計画等と連動したサービス等利用計画が求められる。サポートファイルを活用するなどの取り組みには連携加算を用意して具体的な動機付けをすべきである。
- ・ 障害児の相談は、教育分野との連携が重要である。個別の教育支援計画との相互連動したサービス等利用計画が求められる。まずはガイドラインを示し、対応を評価する基準に基づき加算（教育等連携加算）すべきである。（全国手をつなぐ育成会連合会）
- ・ 障害児の計画作成及びモニタリングは、アセスメント等の状況確認や関係機関との調整において、成人の計画作成以上の労力を要するため、障害児計画加算300単位／月を創設すべきである。（日本相談支援専門員協会）
- ・ 障害児相談については、児童加算、保育教育連携加算を創設すべきである。（全国地域生活支援ネットワーク）